

緑が丘地区 市政懇談会資料

令和2年11月1日

市政懇談会出席者一覧（緑が丘地区）

| 役 職 | 氏 名 |
|--------|---------------------------------------|
| 市 長 | <small>なか た かず ひこ</small> 仲 田 一 彦 |
| 副 市 長 | <small>おお にし ひろ し</small> 大 西 浩 志 |
| 副 市 長 | <small>ごう だ ひとし</small> 合 田 仁 |
| 教 育 長 | <small>にし もと のり ひこ</small> 西 本 則 彦 |
| 総合政策部長 | <small>やま もと よし ふみ</small> 山 本 佳 史 |
| 市民生活部長 | <small>やす ふく しょう じ</small> 安 福 昇 治 |
| 健康福祉部長 | <small>いわ さき くに ひこ</small> 岩 崎 国 彦 |
| 都市整備部長 | <small>ます だ ひで なり</small> 増 田 秀 成 |
| 教育総務部長 | <small>いし だ ひで ゆき</small> 石 田 英 之 |

地区からの意見・提言

| |
|-------|
| 緑が丘地区 |
|-------|

| | 意見・提言の内容 | 回答者 |
|-----|-----------------------|--------|
| 1 | 公園の整備について | 都市整備部長 |
| 2 | 遊歩道の管理について | 都市整備部長 |
| 3-1 | 歩道を含めた道路整備について(継続) | 都市整備部長 |
| 3-2 | 急傾斜危険個所の整備について(継続) | 教育総務部長 |
| 3-3 | 公営墓地の設置について | 市民生活部長 |
| 4 | 自主防災組織の運営について | 総合政策部長 |
| 5 | 生涯活躍のまち推進機構の継続と存続について | 市民生活部長 |
| 6 | 公園に健康遊具の設置について | 都市整備部長 |
| 7-1 | 集会場の設置について(継続) | 市民生活部長 |
| 7-2 | 空地の除草について | 都市整備部長 |
| 8-1 | 70歳以上の福祉パスについて | 都市整備部長 |
| 8-2 | 5大がん検診について | 健康福祉部長 |
| 9 | 同性パートナーシップ制度の導入について | 市民生活部長 |

市政懇談会 意見・提言に対する回答

| | | |
|--|-------------------|------------------|
| 地区名 | 緑が丘地区 | |
| 意見・提言 | 1 | 公園の整備について（中3丁目他） |
| <p>(内容)</p> <p>現在各丁目ごとに公園が整備されています。そしてその管理は当該地区の自治会に委託されています。しかし高齢化を迎え年数回の「公園清掃」が大きな負担になっています。現在はシルバー人材センターに委託する自治会が増加しています。</p> <p>そしてその経費は1回あたり3万円程度となり市からの委託料をはるかに超え自治会の負担が大きくなっています。</p> <p>そこで提案ですが、全ての管理を三木市に返還し、行政の責任で実施していただきたい。</p> <p>どうしても自治会に委託するのであれば管理費の見直しをお願いします。</p> | | |
| 回 答 | (担当課) 都市整備部 都市政策課 | |
| <p>三木市に約130か所ある都市公園のうち、地域に密着した各地区の公園(103公園)につきましては、地域の方々のレクリエーションの場、くつろぎの場、コミュニティの場として中心的な役割をもち、愛着をもっていただくために、各自治会(69自治会)に清掃等の管理をお願いしているところです。</p> <p>自治会員の高齢化につきましても、大きな問題であると認識しておりますが、イベント等地域コミュニティの推進の場において、若い世代との交流を深めていただき、積極的な公園清掃等の自治会活動への参加を促していただきますようお願いいたします。</p> <p>公園清掃を各自治会に委託するにあたり、委託料をお支払いしておりますが、それは清掃に必要な道具や消耗品、作業時の水分補給のための飲み物代等の経費としています。清掃作業を外部委託されることも一つの方法ですが、自治会員で困難な作業、例えば大きく育ち過ぎた樹木のせん定や、急な斜面の除草、堆積土の撤去などについては、市へ相談いただければと考えています。</p> <p>今後とも引き続き公園清掃にご協力いただきたく存じますので、何卒ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。</p> | | |

市政懇談会 意見・提言に対する回答

| | | |
|--|-------------------|--------------------|
| 地区名 | 緑が丘地区 | |
| 意見・提言 | 2 | 遊歩道の管理について（東1、2丁目） |
| <p>(内容)</p> <p>区域内を縦断する遊歩道について</p> <p>①草刈りを含め維持管理の明確化 ⇒公園等は当該自治会の管理になっているが担当地区は</p> <p>②遊歩道の曲がりくねった形状が高齢者の歩行に支障をきたしている</p> <p>③桜の木の根起こしで歩行に危険をきたしている</p> <p>④昨年度も同様な提案を行っているがその後の進捗について</p> | | |
| 回 答 | (担当課) 都市整備部 道路河川課 | |
| <p>遊歩道の維持作業（日常管理）については、遊歩道が通っている沿線の地域ごとで行っていただいています。地域ごとの維持作業の現状は、地域ごとに様々ですが、アドプト制度等も活用していただき、出来るだけ地域で行っていただければと思います。地域での維持作業が困難な事案が発生した場合は、道路河川課にご相談下さい。</p> <p>当遊歩道の維持補修について、昨年度に8か所（延長にして約44m）の舗装修繕を行い、そのうち4か所が樹木の根浮き処理を伴う内容となっています。また、今年度については、7か所のバリカー（車止め）の塗り替えを実施いたしました。今後も現場状況を確認し、適切な維持管理を行っていきたいと考えています。</p> <p>一方、当遊歩道には東播用水土地改良区の農業用水路が地下に埋設されています。この農業用水路については、昨年度に市政懇談会で回答したとおり、今年度内に「管閉塞」及び「マンホールの撤去」をされる予定と聞いており、遊歩道の舗装化について、具体的に検討していくこととしています。</p> | | |

市政懇談会 意見・提言に対する回答

| | | |
|--|------------------|------------------------------|
| 地区名 | 緑が丘地区 | |
| 意見・提言 | 3-① | 歩道を含めた道路整備について（継続） （西1丁目） |
| <p>（内容）</p> <p>①道路・歩道の政策・整備は市民が安心して住めるかどうかのポイントです。そして三木市発展の基因だと思います。これは継続課題ですが神鉄広野ゴルフ場へ行くまでのヘアピン階段からトーホーストアまでの道路は緑が丘の西幹線道路です。</p> <p>開発以来整備されていないため歩道に綻びている上段差で凸凹です。車社会を想定で設計された面もありますが、幅70cmはいかにも狭い。歩道の狭さは危険なうえいろいろな問題があります。</p> <p>昨年度は西3丁目側の整備を半分していただきましたがそのままになっています。西1丁目側を整備するときは歩道止めを分だけでも広げてほしい。歩道が歩きにくく住宅内を歩く人がいます。また今後の整備計画を教えてください。</p> | | |
| 回 答 | （担当課）都市整備部 道路河川課 | |
| <p>当歩道では、昨年度から段差解消を目的とした歩道整備を進めており、令和5年度末の完了を目指しています。</p> <p>ただし、今年度につきましては、地域のご要望を受け、緑が丘小学校前における蓋掛けの整備を早期に完了させるため、この蓋掛工事を優先的に進めます。歩道整備は、蓋掛工事発注後に再開する予定です。</p> <p>歩道整備における歩道の拡幅については、平成30年度の当要望に対して「現在の歩道の拡幅について、車道幅員等の兼ね合いから拡幅などの対応は不可能であると考えています。」と回答いたしました。</p> <p>当該道路の現況の幅員は、両側に幅員1.5mの歩道（側溝蓋掛分含）・幅員3m（路肩含）×2車線の車道で、要望区間の歩道を広げる、つまり車道幅を狭くするには、1車線道路にすることも含めた検討となり、交通状況などを考慮した場合、歩道拡幅は出来ないと判断します。</p> <p>ご理解いただきますよう、お願いいたします。</p> | | |

市政懇談会 意見・提言に対する回答

| | | |
|--|-------------------|----------------------------|
| 地区名 | 緑が丘地区 | |
| 意見・提言 | 3-② | 急傾斜崩壊危険箇所の整備について (西1丁目) |
| <p>(内容)</p> <p>急傾斜危険箇所の整備は昨年度からの継続の課題です。</p> <p>西1丁目から中1丁目の南側斜面は急傾斜危険箇所に指定されています。傾斜地の上側または下側の住民は口には出しませんが絶えず不安に晒されています。特に上側の宅地の空き地にはどういふ訳かフェンスがありません。下から見て落ちないか不安です。</p> <p>また緑が丘小学校は第2次避難所に指定されています。早急の改善をお願いします。</p> | | |
| 回 答 | (担当課) 教育総務部 教育施設課 | |
| <p>土砂災害から国民の生命及び身体を保護することを目的に、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が施行され、土砂災害のおそれのある区域についての危険周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策が、全国的に推進されています。</p> <p>この法に基づき、県は市内において「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」を265箇所、「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」を152箇所、指定しました。</p> <p>これらを踏まえ、土砂災害の発生のおそれのある区域を広く住民に知っていただき、土砂災害が発生するおそれがある場合等における速やかな避難行動を促すため、市ではハザードマップの更新を今年度行う予定です。その他、住民の避難行動を支援する土砂災害警戒情報や、土砂災害に関する避難勧告等の情報が土砂災害警戒区域内の住民等に確実に伝わるよう、三木安全安心ネット、SNS、緊急速報メールやエリアメールなどによる情報発信に取り組んでいます。</p> <p>一方で、法面にコンクリート構造物などを設置するハード対策については、斜面の土地所有者の責任において対策工事を実施すべきもので、本斜面が市有地であることから、今年度はボーリング</p> | | |

等の調査や解析により、より詳細な危険度の確認を市で実施する予定としており、危険度に応じて避難所の安全確保を最優先に計画を立て対策を実施したいと考えております。

しかし、斜面全体のハード対策は困難であること、また、斜面が存在する限り「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」の指定が解除されることがないことをご理解いただき、土砂災害警戒情報等の避難情報が出された場合など、早め早めの避難行動をしていただくようお願い申し上げます。

なお、傾斜地上側のフェンスがない空き地につきましては、民有地のため市が所有者に対してフェンス等設置の指導を行うことができませんので、児童には空き地に入らないよう、学校を通じて注意喚起いたします。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

| | | |
|---|-----------------|-------------------|
| 地区名 | 緑が丘地区 | |
| 意見・提言 | 3-③ | 公営墓地の設置について（西1丁目） |
| <p>(内容)</p> <p>地域の高齢化に伴い墓地の確保が課題になります。知識の乏しい人でも公営墓地があれば安心できます。自然豊かな地で人生終わりの設備としてぜひ要望いたします。</p> | | |
| 回答 | (担当課) 市民生活部 市民課 | |
| <p>公営墓地の設置については、地域における墓地の需要と供給の状況を十分考慮する必要があります。</p> <p>現在、三木市には民間で経営されている霊園等があり、800区画以上の空きがあることから、現在のところ公営墓地を設置することは考えておりません。</p> <p>墓地の設置については、墓地、埋葬等に関する法律及び三木市墓地等の経営の許可に関する条例で下記の規制を設けており、</p> <p>墓地の設置場所として、</p> <p>① 国道、県道その他主要な道路又は鉄道に接近した場所でないこと</p> <p>② 学校、病院その他公共施設又は住宅から110メートル以上離れた場所であること</p> <p>③ 飲料水を汚染するおそれがない場所にあること 等の規定があります。</p> | | |

市政懇談会 意見・提言に対する回答

| | | |
|---|-------|---------------------------|
| 地区名 | 緑が丘地区 | |
| 意見・提言 | 4 | 自主防災組織に関する要望と質問 (東4丁目) |
| <p>(内容)</p> <p>現在、各丁目ごとに自主防災組織が編成されている。</p> <p>これは、自主とはいうものの、いわば三木市から要望される義務的組織であり、毎年顔ぶれは変わるし、ほぼ全員、防災に関して詳しくない。</p> <p>(1) 要望</p> <p>会長(副会長)、情報班、消火班、救護班など各班長(各班員)ごとに、</p> <p>① いつ(どんな、どれほどの災害時に。三木市から避難指示が出た時に?)</p> <p>② どこに集合して(1次避難所? 2次避難所?)</p> <p>③ なにをすべきか。また、なにをしてはならないか。</p> <p>を示した担当ごとの行動マニュアル(担当別にA4で1枚程度)を作成、配布して欲しい。下記(2)の質問にも対応して欲しい。</p> <p>なお、毎新年度早々に新自主防災組織員にこの資料を配布しての説明会が必要と思う。</p> <p>(備考) 自主防災組織なので建前から言えば自主組織側が作成すべきかもしれないが、専門家をお願いしたい。</p> <p>(2) 質問</p> <p>① 暴風大雨時にも1次避難所(公園)に避難するのか?</p> <p>② 1次避難所から2次避難所に移動する判断基準は? 会長判断か?</p> <p>③ 数的に無理と思われるが三木市(消防)から各1次避難所への担当者の派遣はあるのか? 2次避難所には派遣されるのか?</p> <p>④ 2次避難所では複数の自主防災組織が集合するが指揮は誰が取るのか?</p> | | |

(1) 要望について

自主防災組織は、災害に対して地域・近隣で協力し合える自発的な防災組織として、近所の家々や人々が役割を分担しながら、力・心を合わせて助け合うことが求められています。過去の大災害時の経験では、災害発生時において、こうした普段から生活環境を共有している住民同士が助け合う「共助」が、被害の軽減のために最も重要であると考えられています。

自主防災組織内における役割や活動については、災害の種類や規模、地域の自然的条件など、地域によって様々であることから、画一的なマニュアルを作成することが難しいものとなります。市では、これまでから自主防災組織育成研修会の開催、三木市総合防災訓練への参加依頼、自主防災組織向けのパンフレットの配布などによって、それぞれの自主防災組織の組織や活動の一助となるような取り組みを進めてまいりました。

しかしながら、各自主防災組織にてマニュアルなどの作成をされる場合には、危機管理課と自主防災組織とが相談しながら、作成のご協力をさせていただきます。

なお、危機管理課が事務局を担当しています、「三木防災リーダーの会」の緑が丘地区において、緑が丘地区向けの防災啓発パンフレット作成を進められており、完成に向けて協議・調整中です。自主防災組織の活動の参考になるものと思いますので、作成された際にはぜひご確認いただきますようお願いいたします。

(2) 質問について

- ① 1次避難所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における緊急避難場所であり、一時的に避難し、自主防災組織で安否確認、救出活動、避難行動などを行う場所です。

1次避難所への避難については、地震災害時と市は考えていますが、実質は、各自主防災組織で取り決められていますので、今回決定いただくようお願いいたします。

- ② 地震災害であれば、1次避難所で地区ごとに安否確認や救出活動や被害状況を確認し、その後、在宅避難が困難な方は2次避難所へと移動してください。自宅が安全な場合は在宅避難で大丈夫です。
- ③ 1次避難所は各自治会（自主防災組織）にて管理・情報収集をしていただきますので、市職員の派遣はありません。2次避難所には市職員や教職員を配備します。
- ④ 避難所は、避難者がお互いに助け合い・励まし合いながら生活再建に向け、次の一步を踏み出す場でもありますので、避難所運営は2次避難所に配備される市職員等と、避難住民の皆さまとが協力し合いながら行います。その際、各自治会（自主防災組織）の代表者の方などを中心にご協力をお願いいたします。
- なお、避難所生活が長期化する場合には、避難住民の皆さまで運営組織を設立いただき、避難所運営を行っていただくこととなります。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

| | | |
|---|-------------------|----------------------------|
| 地区名 | 緑が丘地区 | |
| 意見・提言 | 5 | 生涯活躍のまち推進機構の継続と存続について（まち協） |
| <p>(内容)</p> <p>平成28年度から国の認定を受けた「生涯活躍のまち推進」事業も5年目を迎え最終年度となっている。住民として実感がわいていない現状で以下の項目についてお伺いします。</p> <p>①過去4年間の事業実績について</p> <p>②総事業費について（国からの交付金と市負担額）</p> <p>③当初事業のうち「サテライト」を3箇所設置となっていたが、その後の進捗について</p> <p>④次年度以降の継続事業について</p> | | |
| 回答 | (担当課) 市民生活部 市民協働課 | |
| <p>① 三木市生涯活躍のまち推進機構では、生涯活躍のまち構想に基づき、さまざまな取組を進めてきました。住民の健康意識の向上を促進するため、健康データの測定や保健師、栄養士などによる健康相談などを行う「健康ステーション事業」を実施しています。健康データの測定は会員制としており、会員数は200人です。また、時間や場所にとらわれない働き方や生きがいをづくりとして、クラウドワーキングを推進しており、ワーカーの数も40人を超え、新たな働き方が広がっています。さらに、住民の居場所や交流の場としてサテライト「みどりん」を運営しています。各種講座やイベント、相談事業などを行っており、令和元年度の利用者数は7,049人で、「みどりん」を開設した平成29年度の利用者数2,149人から大幅に増加しています。加えて、民間事業者と地域住民の参画により地域課題を解決する「リビングラボ（民間事業者と地域住民が互いにアイデアを出し合い、試行しながら、地域課題の解決に向けて取り組む活動）」にも取り組んできたところです。</p> <p>② 平成28年度から国の地方創生推進交付金を活用して実施している生涯活躍のまちづくり事業では、推進機構が実施している健康ステーション事業やクラウドワーキングの推進をはじめ、緑が丘地区の歩道のバリアフリー化や段差の解消のほか、市</p> | | |

全体の事業として24時間健康医療相談ダイヤル事業や高齢者ファミリーサポートセンター事業など、住民の暮らしやすさの向上のための事業を行ってきました。これらの事業に係る総事業費は、平成28年度から令和元年度までの実績額と令和2年度の予算額の合計額、約2億6,000万円です。このうち、約1億2,900万円が地方創生推進交付金として国から交付されています。

- ③ 推進機構は、平成29年5月に1箇所目のサテライト「みどりん」を設置し、直営で運営しています。平成31年3月には2箇所目のサテライト「委託型サテライト『おおきなき』」において地域団体による運営を開始しました。現在、3箇所目のサテライトを大和ハウスが東1丁目に整備しており、今後運営方法について地域住民とともに検討されると聞いています。
- ④ 今年度は、これまでの取組の成果を検証しています。今後、検証結果を取りまとめ、必要性、効果、コストなどにより事業の継続について総合的に判断します。基本的には、推進機構は存続するものと考えており、今後の事業内容について検証結果を踏まえて推進機構とともに検討してまいります。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

| | | |
|--|------------------|----------------------|
| 地区名 | 緑が丘地区 | |
| 意見・提言 | 6 | 公園に健康遊具の設置について（中2丁目） |
| <p>（内容）</p> <p>各丁目の公園は遊具の老朽化とともに、危険要因での遊具の撤去があったため、遊具が少ない現状です。</p> <p>緑が丘地区では一昨年南公園に未就学児向けの複合遊具が設置されました。しかし今の年齢構成では高齢者を含む多世代の健康管理のために各丁目の公園に健康遊具を設置してはいかがでしょうか。</p> <p>地区ごとに異なる健康遊具を設置し、まちづくり協議会で多世代交流の目的でウォーキングイベントを行い、公園の利用促進と町民の健康増進を促すきっかけづくりになると思います。ぜひご検討願います。</p> | | |
| 回 答 | （担当課）都市整備部 都市政策課 | |
| <p>市内の約130か所ある都市公園の遊具につきましては、法に基づく定期点検を毎年実施しており、その結果によって、老朽化した遊具の更新や修繕を実施しています。</p> <p>また、公園遊具については、これまでは基本的に子どもが対象で、子どもが楽しめるもの、親子がふれあえるものを目的として整備をしてまいりました。</p> <p>しかしながら昨今の少子高齢化の流れを受け、高齢者が公園を訪れ利用する機会も多くなってきたことから、高齢者を対象とした健康遊具の整備についても必要であると考えます。</p> <p>つきましては、地域の皆さまのご意見を伺い、公園の利用状況や遊具の整備状況等を考慮したうえで、健康遊具の設置について検討を進めてまいります。</p> | | |

市政懇談会 意見・提言に対する回答

| | | |
|---|------------------|----------------------|
| 地区名 | 緑が丘地区 | |
| 意見・提言 | 7-① | 地区に集会所の設置を（継続）（中1丁目） |
| <p>（内容）</p> <p>昨年度の要望に引き続き地区内に集会所を設置してほしい。</p> | | |
| 回 答 | （担当課）市民生活部 市民協働課 | |
| <p>自治会の集会所は、各自治会で設置及び管理されているものであり、市が各自治会の集会所を設置する計画はありません。</p> <p>自治会において新たに集会所を設置される場合は、工事に要する費用の一部を助成する「三木市集会所等整備補助金制度」がありますので、そちらをご活用いただき、各自治会で設置いただくこととなります。自治会単独での集会所の設置が困難な場合、緑が丘地区については、緑が丘町公民館や、緑が丘地区内自治会が共同で設置されている緑が丘町自治会館をご活用いただくようお願いします。</p> <p>なお、緑が丘町自治会館及び分館については、各自治会単位で集会所を整備するのではなく、緑が丘地区全体で集会所を整備するという緑が丘地区内11の自治会の総意によって、三木市集会所等整備補助金を活用して整備されたものです。</p> | | |

市政懇談会 意見・提言に対する回答

| | | |
|---|-------------------|-----------------------|
| 地区名 | 緑が丘地区 | |
| 意見・提言 | 7-② | 空地の除草について(地図添付)(中1丁目) |
| (内容) | | |
| ②中1丁目21番地の住宅と急傾斜地との間の草刈りを継続してほしい。(地図添付) | | |
| 回答 | (担当課) 都市整備部 都市政策課 | |
| <p>ご意見をいただきました空地につきましては、緑が丘南公園の一部で、市で管理をしています。斜面については、下草の除草を毎年実施しておりましたが、子どもたちが斜面を上り下りして遊び危険が伴うことから、自治会と相談し、今年度から斜面の除草はあえて行っておりません。</p> <p>しかしながら、中1丁目21番地周辺については、自治会より、当該地の樹木や雑草が生い茂り、環境衛生上好ましくないというご意見をいただき、現地を確認し、住宅に近接する部分については、除草や枝払いが必要と判断し実施したところです。</p> <p>今後も必要に応じ、除草等の作業を継続して実施してまいります。</p> | | |

市政懇談会 意見・提言に対する回答

| | | |
|---|-------------------|----------------------|
| 地区名 | 緑が丘地区 | |
| 意見・提言 | 8-① | 70歳以上の福祉パスについて（東3丁目） |
| <p>(内容)</p> <p>利用状況は分かりませんが神戸電鉄は湊川までの利用で以降については精算が必要になります。高齢者には手間になります。</p> <p>公共交通の利用は必要ですが、利用状況により別の支援策は考えられませんか？</p> | | |
| 回答 | (担当課) 都市整備部 交通政策課 | |
| <p>「神戸電鉄福祉パス」(以下「パス券」という。)は神戸電鉄区間内が対象となり、湊川駅から新開地方面は鉄道事業者が異なるため、利用対象区間外となり、別途、精算が必要となります。</p> <p>お手数料をお掛けしますが、御理解の上、御利用くださるようお願いいたします。</p> <p>なお、そもそもこのパス券は、本市唯一の鉄道である神戸電鉄の利用促進を目的に交付しているものです。</p> <p>このため、神戸電鉄以外の鉄道にも乗り継いで利用できる新たなパス券制度など、別の支援策については考えていません。</p> | | |

市政懇談会 意見・提言に対する回答

| | | |
|---|--|---|
| 地区名 | 緑が丘地区 | |
| 意見・提言 | 8-② | 5大がん検診について（東3丁目） |
| (内容) | | |
| <p>小野市は節目年齢で5大がん検診が無料になっています。 三木市でも実践していただきたい。</p> | | |
| 回 答 | (担当課) 健康福祉部 健康増進課 | |
| <p>三木市の予防医療の施策として、がん検診等は次の表のとおり 節目の年齢に無料で実施しております。</p> <p>三木市は、5大がんの検診において、70歳以上の方全員を無料 としており、近隣市町と比較しても手厚い対応を行っております。 無料券やクーポン券、健診についてなど詳しくは、三木市健康増進 課（三木市総合保健福祉センター内）にお問い合わせください。</p> | | |
| 三木市と小野市との比較 | | |
| | 三木市 | 小野市 |
| ① 肺 | 40・50・60歳と70歳以上 | 41歳・46歳・51歳・56歳・61歳・75歳以上 |
| ② 胃 | 40・50・60歳と70歳以上 | 51歳・56歳・61歳・75歳以上 |
| ③ 大腸 | 40・50・60歳と70歳以上 | 41歳・46歳・51歳・56歳・61歳・75歳以上 |
| ④ 子宮頸 | 21歳・40・50・60歳と70歳以上 | 21歳・26歳・31歳・36歳・41歳・46歳・51歳・56歳・61歳・75歳以上 |
| ⑤ 乳 | 40歳・41・50・60歳と70歳以上 | 41歳・46歳・51歳・56歳・61歳・75歳以上 |
| ⑥ 口腔がん | 40・50・60・70歳以上 | 口腔がんは実施なし |
| ⑦ 基本健診 (特定健診) | 40・50・60歳、70～74歳 (三木市国民健康保険加入者)と75歳以上(65歳～74歳後期高齢者医療保険加入者を含む) | 40～74歳(小野市国民健康保険加入者)と75歳以上 |

| | 三木市 | 小野市 |
|----------|---|---|
| ⑧ 肝炎ウイルス | 40・45・50・55・60・65歳と70歳以上のまだ受けたことのない方 | 40・45・50・55・60・65・70歳と75歳以上のまだ受けたことのない方 |
| ⑨ 歯周病 | 40・50・60・70歳以上 | 40・50・60・70歳 |
| 備考 | 生活保護受給者、市民税非課税世帯は①～⑨まで節目年齢に関係なく無料（小野市は⑥を除く） | |
| 人間ドック助成額 | 北播磨総合医療センター （国民健康保険加入者） ・日帰り 24,000 円 ・1泊2日 40,000 円 （後期高齢者医療保険加入者） ・日帰り 24,000 円 ・1泊2日 40,000 円 | 北播磨総合医療センター （国民健康保険加入者） ・日帰り 28,000 円 ・1泊2日 45,500 円 （後期高齢者医療保険加入者） ・日帰り 18,000 円 ・1泊2日 18,000 円 |
| | その他の施設 （国民健康保険加入者） ・日帰り 12,000 円（費用額の2分の1で上限が12,000円） ・1泊2日 20,000 円 （費用額の2分の1で上限が20,000円） （後期高齢者医療保険加入者） ・日帰り 12,000 円（費用額の2分の1で上限が12,000円） ・1泊2日 20,000 円（費用額の2分の1で上限が20,000円） | その他の施設 （国民健康保険加入者） ・日帰り、1泊2日とも費用の2分の1ただし上限が14,000円 （後期高齢者医療保険加入者） ・日帰りは実施なし ・1泊2日以上費用の2分の1以内（限度額10,000円） |

| | | |
|--|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・脳ドック（国民健康保険加入者、後期高齢者加入者） 12,000 円（一律） | <ul style="list-style-type: none">・脳ドックは実施なし |
|--|--|--|

市政懇談会 意見・提言に対する回答

| | | |
|--|-------------------|-------------------------------|
| 地区名 | 緑が丘地区 | |
| 意見・提言 | 9 | 同性パートナーシップ制度の導入について (西4丁目) |
| <p>(内容)</p> <p>「男性だから」「女性だから」などと人を同一視するのではなく、多様化する人の生き方を尊重し、誰もが自分らしく生きることのできる社会づくりが近年求められている。</p> <p>そのような状況下で、LGBTなど性的少数者のカップルを「同性パートナーシップ」として公認する制度を導入する動きが全国的に拡大している。</p> <p>三木市は、「人権の尊重」を市政の大きな柱に位置付けていることから、多様化する人の生き方に寄り添う当該制度を導入していただきたい。</p> | | |
| 回 答 | (担当課) 市民生活部 人権推進課 | |
| <p>同性パートナーシップ制度は、他市の実績を目安に導入するかどうかを判断するのではなく、性的マイノリティ当事者の生きづらさや不安の軽減、市民全体の理解の促進など制度の導入自体に意味があるものと考えています。</p> <p>当市は、現在もなお他市町から参考にされている「人権尊重のまちづくり条例」を軸に、「人権尊重のまちづくり基本計画」及び「男女共同参画プラン」を策定し、セミナーの実施や情報誌の発行等、約10人にひとりの割合で存在すると言われてしている(LGBT総合研究所「LGBT意識行動調査2019」より)性的マイノリティに関する市民の理解を促し、誰もが自分らしく生き生きと暮らせるまちづくりを積極的に進めています。</p> <p>また、男女共同参画意識の向上や性的マイノリティの人権に配慮し、すべての小・中・特別支援学校、幼稚園、認定こども園、保育所での男女混合名簿を導入しています。さらに、制服の選択制を導入している中学校もあります。</p> <p>同性パートナーシップ制度については、三木市人権尊重のまちづくり推進審議会に意見を求め、導入を前向きに検討するとともに、制度がスムーズに受け入れられるよう啓発に努め、市民の意識の醸成を図ります。</p> | | |

<メ モ>

A series of horizontal dotted lines for handwriting practice, consisting of 20 lines.